

現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書

現在、社会保障審議会介護保険部会においては、「軽度者に対する訪問介護の生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担とする制度見直し」「要介護2までの通所系サービス等を地域支援事業へ移行」「利用料2割負担への引き上げ」「2号被保険者の対象年齢の拡大」など、平成30年度の介護保険制度見直しに向け議論されている。

その検討過程においては、「軽度者に対するサービスを地域支援事業に移行することは検証を行った上で見直しを検討すべき」「40歳未満は子育ての負担があり、むしろ支援が必要」など、さまざまな指摘があったところであるが、検討事項が実施されれば、介護保険サービスを受けられなくなることが懸念され、利用者の重症化、給付の増大、引いては介護する家族の負担が増すことによる介護離職の増加も危惧される。

また、介護報酬改定後の平成27年度中には、多くの事業所で経営が悪化し過去最高の事業所倒産があり、さらなる報酬の引下げやサービス抑制は、介護人材不足に拍車をかけることが予想される。

よって、国においては、住みなれた地域で高齢者が暮らし、介護従事者が働き続けられるような制度の見直しとなるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 検討中である軽度者に対する各種サービスなど地域支援事業への移行、利用者負担、被保険者の範囲については、前回の制度改正後の施行状況などを十分に検証するとともに、低所得者への負担軽減策にも配慮し、公平性が確保され、必要なサービスを適切に受けることができる制度を維持する観点で行うこと。
- 2 介護人材の安定的な確保を図るため、介護従事者全体のさらなる処遇改善を図ること。
また、その際には、利用者の負担増を招かないよう、国において財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
社会保障・税一体改革担当大臣